

岐阜県公報

第 百 三 十 五 号

令 和 二 年 九 月 十 一 日

(金 曜 日)

目 次

告 示

保安林に指定する予定である旨の通知	(治 山 課) 四六七
保安林の解除をしようとする旨の通知	(同) 四六九
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知	(同) 四六九
道路の区域変更	(道 路 維 持 課) 四七〇
道路の供用開始	(同) 四七〇
入会林野整備計画書の認可	(森 林 整 備 課) 四七一

告 示

岐阜県告示第三百五十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和二年九月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所
関市板取字タキナミ五二六五の一
 - 二 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字タキナミ五二六五の一(次の図に示す部分に限る。)
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和二年九月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

関市板取字タキナミ三五六七の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(一) 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第三百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和二年九月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

飛騨市河合町月ヶ瀬字前平四二五の一、四二五の二

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(一) 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び飛騨市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第三百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和二年九月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

本巣市根尾奥谷字屏洞一九二の一、一九二の二、一九二の三、一九二の四、一九二の五

一九二の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び本巢市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和二年九月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

不破郡関ヶ原町大字今須字梅谷四〇二〇の一、四〇二二から四〇二五まで、四〇二六の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び関ヶ原町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により農林水産大臣が

ら保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

令和二年九月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 解除予定保安林の所在場所

高山市奥飛驒温泉郷中尾字栗尾四四五の二、奥飛驒温泉郷神坂字小鍋谷七二三の一

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 解除の理由

指定理由の消滅

岐阜県告示第三百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

令和二年九月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 解除予定保安林の所在場所

土岐市土岐津町土岐口字南山二二九一の三二、二二九一の三三

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

岐阜県告示第三百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のよう

に保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、同法第三十三条の三において準用

する同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

令和二年九月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大垣市上石津町一之瀬字川西二二八九の一

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県西濃農林事務所及び大垣市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百六十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和二年九月十一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年九月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
-------	-----	-----	--------	-------------	----------	----

一般国道	百五十六号	郡上市高鷲町西洞字大クゴ三五六〇番三地从先から同市同町同字下野で同三五五二番三地从先まで	後	前
			二・六 二・六 二・八	二・六 一・五 二・五

岐阜県告示第三百六十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和二年九月十一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年九月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一般国道	二百五十六号	加茂郡白川町白山字保柱口二五七四番一地从先から同郡同町同字同五八〇番三地从先まで	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域の決定又は変更の告示年月日)
			五・四	令和 二・九 二	平成 二六・五 二〇

岐阜県告示第三百六十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和二年九月十一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年九月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
-------	-----	-----	--------	-------------	----------	----

公 示

○入会林野整備計画書の認可
 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第百二十六号）第十一条第一項の規定により、次の入会林野整備組合の整備計画を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

令和二年九月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

組 合 名	寺村入会林野整備組合
事務所の所在地	高山市朝日町青屋二五九三番地
認可年月日	令和二・九・一

県道	福白岡川線
道の種類	路線名
区 間	加茂郡白川町三川字恵釣り四八七番二地先から同郡同町同字同四八五番二地先まで
延（メ）ート長	一四・三
供用開始の期日	令和二・九・二
備（考） （区域の考） 決定又は 変更の日 告示の日 （か）	令和二・六・二

令和二年九月十一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社